茨城県県産木材利用促進条例の概要



平成26年3月20日制定

平成26年4月1日施行

前文

本県の林業及び木材産業は、林産物の生産を通して、水源を涵養し、県土を洪水や土砂災害から守り、自然との触れ合いや保健休養の場を提供するなど、森林の有する多面的機能を発揮する上で、重要な役割を果たしてきた。木材は環境への負荷が少なく、再生産が可能であることから、循環型社会を形成する上で重要であり、木材を化石燃料の代わりにエネルギーとして利用し、地球温暖化の防止に貢献することや、建築資材等を環境に優しい木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど、木材利用の拡大に対する期待が高まっている。

ここに、私たちは、木材が人に優しく、環境に負荷の少ない資源であることを認識し、県及び関係者 が協働し、県産木材の幅広い利用を進めることを決意し、この条例を制定する。

総 則 県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに関係者の役割を明らかにするととも 目 に、施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進し、もって 的 ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮 林業及び木材産業の健全な発展 に寄与することを目的とする。 ・木材の積極的な利用による循環型社会の形成 基 県産木材の利用の促進は, 本 森林の有する多面的機能の恩恵に感謝しつつ、森林資源が枯渇することがないよう次代に引 玾 き継ぐとともに、循環型社会の形成に資するよう持続的に行わなければならない。 役 割 協 力 責 務 協 森林所有者 林業事業者 木材産業事業者 建築関係事業者 民 働 施策の総合的・ 森林の適切な 県産木材の有 県産木材に係 木材利用の意 責 森林の適切な 計画的な策定と 整備及び保全 効利用と安定 る知識の習得 義の認識 務 整備及び保全 実施 と 供給の推進 県産木材の積 県産木材の積 林業の振興 役 県産木材の安 高品質な建築 極的利用普及 極的な利用に 連携 割 定的な供給 用材等の開発 建築技術継承 協力 国•市町村 木材産業振興 人材の育成

県産木材の利用の促進に関する指針

指針

知事は、県産木材の利用の促進について、基本的な指針である「県産木材の利用の促進に関する指針」を定める。①取組方針と目標 ②県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項 ③その他

県産木材の利用の促進に関する基本的施策 県産木材安定供給の推進 流通加工体制の整備 県産木材の利用の促進 木質バイオマス利活用ン 基 県産木材認証制度の推進 高性能な林業機械の導入 木材加工・流通施設等の 木質バイオマス施設整備 本 公共施設,公共土木工事 等への県産木材の利用の 整備への支援 的 推進 への支援 製材工場等の生産性の向 路網の計画的な整備 新たな利用を推進するた 施 推進 上への支援 めの調査,情報収集 策 森林施業の集約化・合理 県産木材住宅の建設促進 化の促進 人材の育成 市町村に対する情報提供等の支援 普及啓発と情報発信, 表彰 県産木材利用推進月間

その他の措置、付則

財政上の措置